

近代の價格に換算して、次ぎの如き表を得た。

品目	斤量	單價(圓)	價格
熟銅(斤)	七三九、五六一	〇・二〇	一四七、九一二・二〇
鍊金(兩)	一〇、四四六	二〇・〇〇	二〇八、九二〇・〇〇
白銀(萬)	一一、六一八	〇・一六	一、八五八・八八
水銀(兩)	五八、六二〇	〇・〇六	三、五一七・二〇
木炭(斛)	一〇、六五六	二・五〇	二六、六四〇・〇〇
合計			三八八、八四八・二八

博士は附け足して云つてゐる。「此外に十年間これに従事した人夫の賃錢、及び殿堂などの費額を加へたら、總費額は百餘萬圓となるであらう。試みに現今(明治二十四年)四千萬の人口、八千萬圓の歳入を以てしても、餘金でかゝる大寺を作ることは困難であらうが、それらの日に少額の歳入を以て、かうした餘分の費用を支出したのであ

田口博士の説

天平六年の生銅の價

大佛に用ひた銅の直三萬三千貫

今日の相場で六十六萬五千圓

るから、歳計が缺乏しないで居られようかと。けれども前掲の換算法は必ずしも正しくない。それらの日に於ける經濟價値の標準たる米穀の價値に、これらの物資の價値を換算し、それをまた今日の相場に引直さなくてはならぬが、中には昔の相場の分らぬものがあるから、假りに銅を以て標準として、他の物資は田口博士の換算額に比例せしめることにすれば、比較的正確な古今の對比價値が得られる譯だ。天平六年の相場によると、生銅九百十四斤が錢四十三貫一百六十四文で、其中五百七十斤は五十四文換、三百四十四斤は三十六文換であつたから、先づ中位の平均一斤の價額は四十五文であつた譯だ。これと熟銅との價値關係は明瞭でないが、極く大ざつばに同一視して計算すると、熟銅七三九、五六一斤は三三、二八〇、二四五文である。そして天平神護元年二月の粗米の相場は一斗錢百文であるから、白米ならば其倍、即ち一斗二百文として、錢一文で白米五勺を購ひ得る譯である。それ故にこれを今日の相場である白米一石四十圓の割りに換算すると、白米五勺は正に二錢である。此二錢が天平時代の一文に匹敵するから、總熟銅價格に二錢を乗すれば比較的正確な換算額が得られる譯である。即ち熟銅七十三萬九千五百六十一斤の價は、六十六萬五千六百〇八圓九十錢で、田口博士の十四萬七千九百十二圓二十錢よりも、五十一萬七千六百九十六圓七

大佛に用ひ
た原料の價
百七十五萬
圓

十錢だけ多いことになる。此巨額を按分比例で鍊金、白鐵、水銀、炭に分けて、それぞれの田口氏價格に加算してもよく、又私の價額を田口氏價額で除したものを端數を切り捨て、四倍半とし、すべての田口氏價格に乗じてもよい譯である。後者が便宜であるから、それで計算して見ると、

紫銅	147,912.20 × 4.5 = 665,604.90
鍊金	208,920.00 × 4.5 = 940,140.00
白鐵	1,858.88 × 4.5 = 8,364.96
水銀	3,517.20 × 4.5 = 15,827.40
木炭	26,640.00 × 4.5 = 119,880.00
合計	388,848.28 × 4.5 = 1,749,817.26

の如く、總額は百七十四萬九千八百七十七圓二十六錢となる。田口氏計算では、歲計の二百分の一であるが、私の計算では約百分の一である。これだけでも可也に苦い負擔であるのに、これ以外に要した勞力を價値に計算したなら、其額はいくらに上るか分りはしない。試みに天平六年の造佛所の記録^七を見ると、荷物を運搬する人夫に對しては糧米を給したが、其給與高は仕事によつて異つた。石を運搬したものは一人前一升

運賃は糧米
で支拂ふ

工人の給米

二合づ、雲母を持つて來たものは二升六合づ、紙を持つて來たものは四合づ、水精は六合づ、であつたが、距離に遠近があるから、それも考慮の中に加へられてゐたらう。技術を要する工人の給米は、木工八斗、佛師五斗、裝漢師三斗、銅工四斗、鈴工三斗、鐵工三斗、紙工一斗六升、轆轤工二人一斗五升といふ割合であつた。しかし、賃錢は必ずしも糧米ばかりに限られてゐた譯ではなく、銅貨を以て支拂はれた例も少くはなかつた。

彩色描畫の
賃錢

これは寧ろ造寺の方で引くべき例であるけれど、造佛にも必要なことであるから、便宜こゝに擧げることになると、大佛殿の廂を彩色した賃^八錢は仕事によつて異ひ、堦花は一根一文、彩色花は一根五文、木畫は花二根一文、板に白土を塗るのは板八枚が一文の割合で、それに従事した人々三十六人の中、九人は畫工司人、十人は司人、一人は式部位子、十六人は里人であつた。支拂つた賃錢總額は彩色工料四貫八十文、堦工料八百十六文、畫工料四百八文、塗白土工料百二文、合計五貫四百〇六文だが、これを現今の通貨價値に計算し直すと、 $5,406 \text{ 文} \times 米 5.5 \times 0.02 \text{ 圓} = 1,194.06 \text{ 圓}$ となる譯である。これはつまり請負仕事であつて、どれほどいくらと初めから賃錢が定まつてゐたから、早く仕上げて遅く仕上げて、技術工の收入に關係はなかつた。

請負仕事

丈六の佛像を造るに要した物資

天平寶字四年に丈六の觀世音菩薩像を造つた時、要した物資を書き上げて見ると、總て三十一種で、純一〇〇匹、調布一〇〇端、鐵四〇廷、伊豫砥三果、葉五連、木賊一杷、綿一一七、細布六端、絲三絢、庸布九段、祖布二五段、漆一八斗の十二種は節部省から支給せられ、錢五〇貫は左平準署から、白米一〇〇斛、糯米四斛、小麥五斗の三種は大炊司から、鹽三斛、海藻三六〇斤、滑海藻三六〇斤の三種は大膳職から、未醬三〇六五合、醬三〇六五合、酢一五三三五勺の三種は醬司から、紙一〇〇張、本古紙九二五張、掃墨一斗の三種は内史局から、油六九三合は油司から、麻紙八〇張、朱沙一分、胡粉一分、薰陸一分、雌黃一分の五種は内裏から支出されてゐた。これだけでも相當の巨額に達する。

寫經事業

神龜の頒經

寫經事業もまた大きな費へであつて、それは到底貧小な國家に堪へられない支出であつた。寫經は養老の末に、元明天皇が天武、持統、兩天皇の爲めに追福の寫經をされたのが初めで、それ以後段々それが流行し、神龜四年には『金光明經』六十四帙六百四十卷を寫して、それを諸國に頒ち備へしめられた。天平十一年の頃には、寫經司といふ役所があつて、専門に寫經に従事してゐた。そこでは毎月末に翌月の食料を要求することになつてゐたが、同年九月請求した十月分の食料は、經師二十人、校生六人、

寫經司の人員三十九人

延人員千百三十一人

百十卷の寫經に三十九人で六日間

平均一人一日十枚

女豎一人、婢一人、裝潢四人、供養所舍人三人、火頭四人、合計三十九人の員數に對して、米二十一石三斗四升四合、鹽五斗九升、醬一石一斗六升、酢三斗七升七合、未醬四斗三升五合、滓醬八斗七升、海藻八十七連に上つてゐる。これらの人員を延人員に直すと、十月は二十九箇日であるから、

經師580+裝潢116+校生174+供養所舍人87+女豎29+火頭116+婢29=1,131人

の多數に上る譯である。かうした人々が寫經に従事して、絶えず經典の作製をしてゐたのであるが、さて寫經の進行がどれほどの程度であつたかを見ると、天平十年二月に『能斷般若經』外五經、合せて百十卷を寫すのに、三十九人が二月九日から初めて十四日に終つてゐる。最も多い人は百枚で、最も少ない人は二十四枚、合計二千二百〇四枚であるが、各自に渡した紙は九日に三百十七枚、十日に三百七十五枚、十一日に三百九十五枚、十二日に三百九十七枚、十三日に三百七十九枚、十四日に三百四十七枚、合計二千二百枚を渡してゐるから、六枚の書損があつたやうに思はれる。百枚を寫した人は九日十五枚、十日十六枚、十一日十七枚、十二日十八枚、十三日十五枚、十四日十九枚といふ割に、二十四枚を寫した人は十二日十二枚、十三日七枚、十四日五枚で日數も少いが、これらを平均すると一人が五六・五一枚であるから、それを六日で

紙の種類
麻紙、穀紙、
紙屋紙、上
野紙
端繼

受入、返納、
不足

除すると、一日一人平均十枚弱である。
寫經に用ひた紙には種々種類があり、麻紙、上野紙、穀紙、紙屋紙などの名が見らる。麻紙は麻を原料とし、穀紙は楮を原料として造つたもの、紙屋紙は紙戸の製紙、上野紙は上野の國産であらう。神龜四年の正倉院文書(三)を見ると、四年三月に『大般若經』の料として麻紙五千三百八十張、端繼分として二百張を受け、十二月十四日に『大般若經』分一萬張、二十九日に『法華經』分百六十張を受け、五年正月十七日に『般若』の端繼分として三百六十張、二月十二日に論の分三百四十二張、廿二日に『廣方經』の料として上野紙七十張、三月六日に直紙、端繼五百三張、廿七日に直紙五百八十張、麻紙二十張、表紙二十張を受け、四月廿四日には紙屋紙百張、五月二十二日には直紙二百張、四日には直紙二百張、麻紙三十張を受け、五年九月二十六日には『大般若』の分として麻紙七百張(中百張は表紙用)、穀紙五百張、『觀音經』の分として裸紙六十張を受けた。外に、『大般若經』の分として千百六十張を四年正月十六日に、『理趣般若』の分として穀紙五百六十張を四年七月二十二日に受け、五年四月一日に『大般若經』の分二千六百張を返納し、また受けた麻紙の中に一千四十張の不足があつたから、これを貸借差引きすると、

品 目	受 入	費 消	返納及不足
麻 紙	17,950	14,310	不足1,040 3,640
端 繼	583	583	
直 紙	1,822	1,822	
上 野	70	70	
穀 紙	1,060	1,060	
紙 屋	100	100	
紙 紙	60	60	
合 計	21,645	18,005	3,640

正味取交ぜ一萬八千張を費した譯である。かうした紙へ、前述のやうな人々が、日々經文を寫す筆墨もまた決して少額の費へではなかつたらう。天平九年四月附の古文書を見ると、一日に錢一千文を受け、六日に墨二十二挺を三百九十六文で、十日に筆十本を百八十八文で、十五日に筆十三本を二百四十八文で、二十四日に筆八本を百六十文で買つて、四回に九百九十二文を支拂つて、殘高が八文あつたとあるから、筆一本

一萬八千枚
の費消
一箇月の筆
墨代錢千文

財政難の五證據

は平均二十文ぐらゐる、墨一挺は十八文ぐらゐるであつたことが分る。或史料では兎毛の筆は一本五十文、鹿毛の筆は一本二文とある。

かうした色々の經費を國家が支出したのであるから、財政は非常の窮乏に陥つて、動きが取れなくなつたと観なければならぬ。故田口博士は、(一)天平十五年に藤原氏から食封三千戸を回收して國分寺に施入したこと、(二)諸氏族に奴婢を獻じて工事を助けしめたこと、(三)天平勝寶六年の詔に「正倉頗空」といふ語があること、(四)同七年三月、八幡神宮から封戸千四百戸、水田一百町を返納してゐること、(五)天平寶字元年、橘奈良麻呂が反した時、東大寺を造つた爲めに人民が苦辛し、諸氏族が憂へてゐるといつたことなどを舉げて、東大寺創建の結果、財政困難に陥つて、民衆の間に不平の起つたことを證明した。

物價騰貴

財政の困難な場合には、當然民衆がそれを負擔しなければならなかつた。殊に首都に於いては貴族が奢侈生活に奔つた爲め、物價が騰貴して一般の生活難を惹起した。和銅四年に穀は錢一文に六升(米三升)、五年に布一常(三分の一端)が五文であつたのに、天平寶字八年には米一石が錢一貫となり、天平神護元年二月には左右京の粗二千斛を東西の市で賣つたら、一斗百文であつた。即ち米ならば一十二百文、一石二貫文で、

百二十倍の騰貴

官吏の究迫

天平勝寶の借用證文

寶龜三年の利率年十五割六分

月利息百文に十三文

一文に五勺であるから和銅四年に比較すると百二十倍の騰貴である。眞に驚くべき暴騰であつた。これは一に奢侈生活と寺院工事との爲めに惹起された新現象であつた。だから京師の官吏などは生活に苦んで、僅か二三箇月の辛棒が出来ず、高い利息の金を借りて急場を凌いだ。政府は又其高利で財政の急を救つてゐた。天平勝寶二年五月六日附の借用證文を見ると、錢二百四十文を新田部宿禰入加と、惠良古宇都久志女とが共同連帶で借りて、抵當に門田一段を入れ、利息は八箇月半倍の約束であつたから、十六箇月では一倍で、『雜令』の出舉は六十日毎に利を取り、四百八十日を過ぐるも一倍を超えてはならぬといふ規則には背いてゐない。然るに段々と高利になつて、寶龜三年の頃には月一割三分、年十五割六分、『雜令』規定の四百八十日では二十二割八分といふ法外な高率を示した。同年八月二十九日附の借用證書の残つてゐるものを見ると、狛子公(五百文)、勾羊(四百文)、桑原稻買(三百文)、大山部妹人(四百文)、占部國人(三百文)、日下部名吉(一百文)の六人が連帶で、冬服給與の時まで貳貫文を借り、抵當として板屋一字を差し入れたが、其利息は百文について月十三文の約束であつた。これは無論官から借りたもので、十月十一日に狛子公は五百六十一文、勾羊は四百五十二文、桑原稻買は三百三十九文、占部國人は三百五十二文を返し、日下部名吉は其

利息の計算法

翌十二日に百十八文を納め、大山部妹人は二十一日に至つて四百八十六文を納めてゐる。これによつて見ると、利息は九月から起算し、十月十一日返済の分は一箇月十日分、十二日の分は一箇月十一日分、廿一日の分は一箇月二十日分の利を徴してゐるから、端数は返済の當日を計上せず、其前日までを日數で割出し、四捨五入したことが知られる。

地方農民の生活

越前國の義倉

在高穀四百七十石

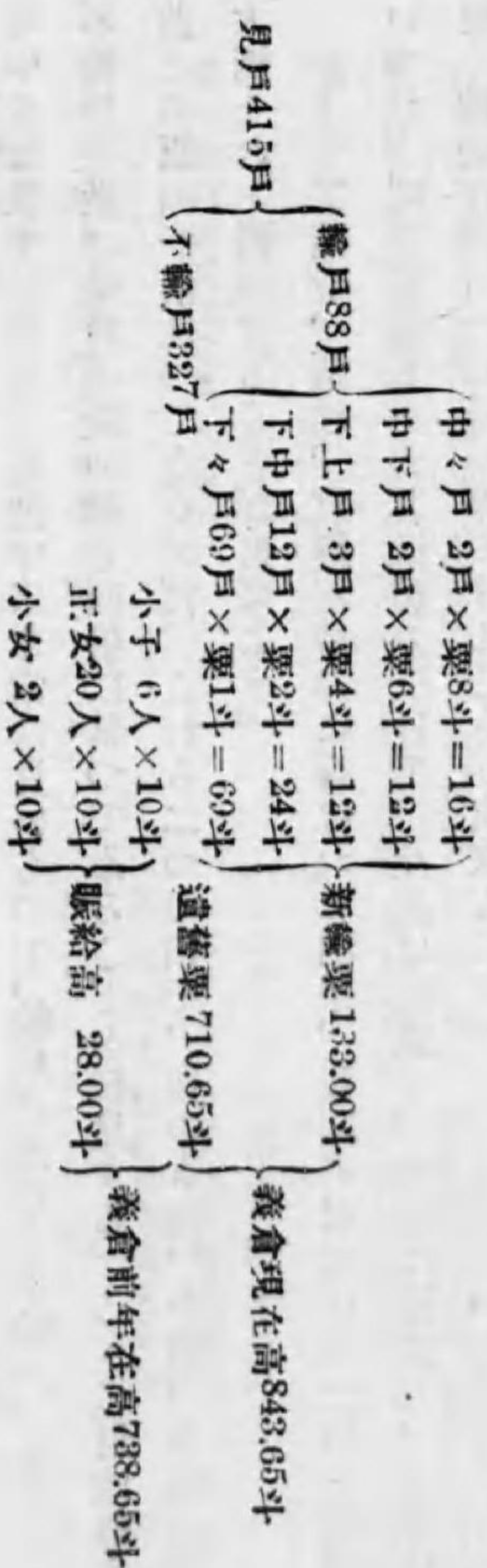
首都の市民がかうして經濟上の苦みを嘗めてゐる時、地方民衆もまた決して樂經濟の地位に居ることが出来なかつた。一部の豪族、官吏らは奴隸經濟の原則に従ひ、庶民を搾取して其富を貯へたけれども、一般農民は決して餘裕のある生活を送ることが出来なかつた。食へないものが少からずあつたことは、それらの日の戸籍や義倉粟の出納やを見れば、略々それを推測することが出来た。越前は後世敦賀、丹生、今立、足羽、大野、坂井の六郡を管する大國であるが、天平二年度に於ける見戸は一千〇十九戸あり、其中、義倉粟を輸すものは上々戸一、上中戸四、上下戸七、中上戸四、中中戸五、中下戸八、下上戸一、下中戸十三、下々戸四十五で、自餘の九百二十戸は粟を輸さない戸であるから、年々の新輸粟は四十一石一斗あるだけなのに、義倉の格納高は稻穀四百七十石三斗餘あつたとすれば、前年からの繰越高が四百二十九石二斗餘

安房國の義倉

賑給高一斗

不輸戸は輸戸の四倍

あつた譯である。これよりも、もつと正確に義倉の状態を私達に語つてくれるのは、『安房國義倉帳』で、それは現に正倉院に保存されてゐるが、それに依ると、同國の見戸四百十五戸の中、不輸戸は三百二十七、輸戸は八十八戸で、其新輸粟は十三石三斗あり、それに前年度の殘高七十三石八斗六升五合を合算すると、天平二年に於ける義倉の現在高は、八十四石三斗六升五合である。それは一棟の倉に納められてあつた。又同年度の賑給高は、一人前一斗づつ、三十八人に交附したとあるから、小國にも拘らず貧民が可也多かつたことも知られる。今これを理解し易かしめる爲めに表示すると。



のやうな數字が出る。此數字は非常に貴いもので、輪戸に比して不輪戸が非常に多く、不輪戸の數は輪戸の數の殆ど四倍に當つてゐることを發見する。こゝに財政難と經濟苦との原因が横はつてゐるのだ。これら二つの例で、他の大國、中國、小國の狀態も大抵それと類推することが出來よう。

かうして造寺、造佛、寫經が盛んに行はれた結果、我國家財政は年一年と疲弊していつた。國民經濟もまた其餘波を受けて、生産は減退し、物價は騰貴し、彼等は舊の如く歡樂に満ちた生活を享受することが出來なくなつた。しがたない生活をすら立てかねるまでになつた。佛像をすら盗んで、地金にして高價で賣るものが現はれた。諸國の穀倉にすら忍び入つて貯穀を盗むものが現はれた。寺院と貴族とに許多の水田と封戸とを給して、「國家の中に國家」を造るやうなことをしたのは、全く佛教國家、貴族國家を最善形式とするところの、誤つた政治理想に囚へられた爲めであつた。かうして民衆は精神的にも物質的にも、苦み、もがき、煩ひ、悶へて、時代末の爛熟と倦怠との裡に哀凋の月日を送つてゐた。

(一)『正倉院文書』攝津職解。
攝津職解 申勅注東大寺瓦事

時代末の社會相

「國家の中に國家」

合貳萬枚(去天平勝寶八歲十一月二日宣符所載者)

四天王寺作瓦壹萬肆仟枚

梶原寺作瓦陸仟枚

見運上壹萬捌仟陸陸拾陸枚

四天王寺壹萬參仟參陸拾陸枚

梶原寺伍仟參陸拾陸枚

遺壹仟參佰參拾肆枚

四天王寺陸佰玖拾肆枚

梶原寺陸佰肆拾枚

以前被_レ造東大寺司今月十二日牒_レ爲_レ檢_レ四天王寺并梶原二寺作瓦進上并殘數_レ今差_レ右大舍人從八位下土師宿禰井守充使發遣_レ職宜_レ察_レ狀遣_レ使_レ職共勸_レ申上_レ者職依_レ牒旨_レ就_レ寺勸_レ計見運上并殘數_レ具件如_レ前但所_レ殘者限_レ三十箇日依_レ數無_レ緩_レ續擬_レ進上_レ仍錄_レ事狀_レ即付_レ從八位下土師宿禰井守申上如_レ件_レ以解_レ

天平勝寶九歲三月十六日

從三位行大夫文室直人智努

正六位上行大屬古市村主寸食
正六位上行少進石川朝臣氏人
正七位下行少屬穗積臣牛養

(二)同上、造東大寺司牒參照。

(三)同上、造東宮司定文『大日本古文書』四冊、二二三頁參照。

- (四)同上、造佛所作物帳(『大日本古文書』第一冊、五五八、五五九頁)參照。
- (五)故法學博士田口卯吉氏『聖武天皇』(『史海』一五二頁)參照。
- (六)『大日本古文書』第一冊(造佛所作物帳)五六六頁參照。
- (七)『正倉院文書』造佛所作物帳(天平六年五月一日)。
 - 自_ニ芳賀_ニ持_レ石來_丁十三人食米一斗五升六合(人別一升二合)
 - 自_ニ伊賀國_ニ持_レ雲母_來丁三人食米七升八合(人別二升六合)
 - 自_ニ近江國_ニ持_レ麻紙_來丁十八人食米七升二合(人別四合)
 - 自_ニ山背國_ニ持_レ水精_來丁十四人食米八升四合(人別六合)
 - 賣_ニ薪炭和炭等_一人夫五百八十七人食米二斛三斗四升八合(人別四合)
 - 給_ニ木工猪部多婆理_一根米八斗
 - 給_ニ佛師將軍萬福_一根米五斗
 - 給_ニ裝潢椽椅部小津_一根米三斗
 - 給_ニ銅工穴太小廣_一根米四斗
 - 給_ニ鈴工錦部足棹_一根米三斗
 - 給_ニ鐵工野家葦人_一根米三斗
 - 給_ニ近江紙工致石部勝麻呂_一根米一斗六升
 - 給_ニ近江轆轤工二人_一根米一斗五升
- (八)『大佛殿廂繪畫師作物功錢帳』(天平寶字三年)參照。

- (九)『正倉院文書』、奉造丈六觀世音菩薩料雜物請用帳參照。
- (一〇)『續日本紀』卷十、神龜四年十二月己丑の條參照。
- (一一)『寫經所解』申請十月食料事『大日本古文書』第七冊、二八三—二八五頁)參照。
- (一二)『大日本古文書』第七冊、經師等行事手實參照。
- (一三)『正倉院文書』『大日本古文書』(一)神龜四、五年寫經料紙帳。
 - 大槳若分麻紙五千三百八十張(欠千廿張、定四千[]百六十)
 - 端續分紙二百張

神龜四年三月廿三日 老 人

同年十二月十四日受、大槳若新一萬張、(五年四月一日反納紙二千六百張、大槳若紙餘)
 又廿九日受、麻紙百六十張、法花經新
 神龜五年正月十七日受、大槳若之端續紙三百六十張、(直紙)、又二月十二日唯識論二卷、辯仲
 論三卷、雜集論十六卷、合廿一卷新紙三百卅二張(直紙)、廿二日受、上野紙七十張、廣方經
 新
 三月六日受、紙四百八十張(直紙)、端續廿三張(唯識論十卷、烈女傳新)、又廿七日、自、高屋赤
 萬呂手、受、紙五百八十張、(直紙、論新)
 同日受、麻紙廿張(法花經欠紙新)、又論表紙廿張(直紙) 四月廿四日受、紙屋紙百張、五月廿二
 日受、直紙二百張、又四日二百張(直紙)、麻紙卅張、表新
 五年九月廿六日受、大槳若分麻紙七百張之中(表紙百張、又檄紙五百張、觀音經分標紙六十張

大槳若經分紙一千一百六十張

理趣般若分受、穀紙五百六十張、

神龜四年五月十六日

老

人

神龜四年七月廿二日

壬

生子首

(一四)註(五)同書参照。

(一五)『大日本古文書』第三冊、出舉錢解、三九二頁。

謹解 申ニ請出舉錢ニ事

合錢二百四十文

限半倍

實門田一段

右。件錢。秋時不_レ過_キ成_リ而_{シテ}進_ル上_ニ。謹_ニ申_ス。

新田部宿禰入加。

惠良古字都久志女。二人生死同心

成而進上_ニ。謹_ニ申_ス。

天平勝寶二年五月六日

(一六)同上、第六冊、月借錢解、三九〇、三九二頁参照。

(一七)『正倉院文書』越前國義倉帳。

(一八)同上、安房國義倉帳。

(一九)竹越與三郎氏『日本經濟史』第一卷、二〇六一—二三五頁参照。氏の筆法で云へば、貴族が澤山の私有地と私有民とを有つたことも、矢張り「國家の中に國家」を置いたことにな

酒に匿れた
老王子

童謡の流行

白壁王の登
極

第七節 光仁天皇の時匡弊正

稱徳天皇が道鏡を殊寵して太子の冊立に迷つてゐられた間に、皇族中の野心家には自分が皇位を嗣がうと漢搔いたものも少くなかつたが、さうした顯榮の地位を窺はうともせず、日頃酒に親しんで深く自ら晦まし、なるべく世間の耳目を聳動しないやうにしてゐた老王子があつた。それは天智天皇の皇子施基親王の子で、大納言に任じて久しく朝に立つた白壁王であつた。匿れたるより顯はれるはなく、誰れがいひ出すともなく、此蹈晦してゐる老王子に囑目するものが多くなり、次ぎのやうな童謡が都鄙に互つて唄ひはやされた。——「葛城寺の前なるや、豊浦の寺の西なるや、おしと、としと。櫻井に、白壁しづくや、好き壁しづくや、おしと、としと。然すれば、國ぞ榮ゆるや、吾家らぞ昌ゆるや、おしと、としと。」「白壁」は王を、「櫻井」は妃の井上内親王を指したもので、一部の人々が王に囑望してゐたことが童謡に反映したのであつた。

童謡の希望したことは容られて、稱徳天皇の御惱が重られると、藤原永手、同良繼、同百川らが宮中に議を定めて、白壁王を皇太子に冊立し、道鏡の貶謫となり、清麻呂、

廣蟲の召還となり、天平寶字以來弛廢した官紀は日一日と振肅せられ、神護景雲四年十月朔、大極殿に即位禮を行はれ、年號を改めて寶龜元年と稱せられた。左大臣の藤原永手、右大臣の吉備眞備は元の儘であつたが、藤原雄田麻呂(百川)は右大辨に昇任し、其兄の參議宿奈麻呂(良繼)は太宰帥となつた。

寶龜二年正月十三日には、皇后井上内親王の出である他戸親王を皇太子に册立して、大納言大中正清麻呂を東宮傳となし、兵部卿藤原藏下麻呂を春宮大夫として太子の輔導に任せしめた。二月の頃から左大臣永手が暴かに病んだので、大中正清麻呂に大臣の事を擬行さしたが、遂に病死したので太政大臣を追贈して其功を賞した。右大臣吉備眞備は前年から老年の故を以て骸骨を乞うてゐたが、兼官だけを免じて大臣には留職せしめられてあつた。三月に至つて、然るに、其致仕を許され、大納言大中正清麻呂を右大臣に、藤原魚名と文室大市とを大納言に昇任せられ、藤原良繼は内臣に、其弟百川は太宰帥に補せられ、石川豊成、藤原繩麻呂は中納言に進んだ。かうして段段と新人物が現はれ、政治上の刷新を行ふことになつた。それらの日の政治上の重務は、官位を任叙して階級を明らかにし、それによつて社會を秩序づけることであつた。そこで僧侶の如きも階級を附して、其社會の紀綱を維持して來たが、二年三月には僧

他戸親王太子となる

右大臣大中正清麻呂

威儀法師

太子廢せらるる
皇后井上内親王
後世の小説

山部親王太子となる

綱の請願に基づいて威儀法師六人を制置し、僧正、僧都、律師の下に判官、主典に準すべき僧官を附屬せしめた。三年三月には十禪師を制し、禪師秀南、廣達、延秀、延惠らを之に補した。天皇はまた冗官の淘汰を企てられて、二年九月には左右平準署を廢し、三年二月に内豎省と外衛府とを罷めた。これらは押勝や道鏡が人の爲めに設けた官であつた。元明天皇以來女性主權が連続した爲め、宮中の女官は員數を増し、従つて其權力も甚だ強くなつてゐたが、それらは容易に改廢が出来なかつたと見える。三年四月道鏡は配所で死んで、天位竊竊事件は全く局を結んだが、五月に至つて皇太子を廢して庶人とする詔が下つた。詔書では事情が詳しく分らないが、皇后井上内親王が魘魅によつて、大逆を企てたことが顯著であるから、さうしたものの、産んだ子は國家の爲めに日嗣の座に置くことが出来ぬといふ意味であつた。後世の書には、天皇が皇后と博奕して負け、其償ひとして皇后に繼子の山部親王を宛てがつた、皇后は淫慾が盛んであるのに、天皇は老境に入つてさうしたことを樂まねなかつたので、吾子を皇后に進めねばならぬ破目に陥つたと、まことしやかに書いてあるが、これも情事を好む人心の弱點につけ込んで、仕組まれた小説の筋書であつた。翌四年正月四日には、天皇の長子山部親王が太子に立てられ、十月には、井上内親王は他戸王と共に

天皇の同母姉難波内親王を呪咀したといふ疑ひで幽閉せられ、越えて六年四月には共に卒せられ、いたく世人の疑惑を惹いた。かうした経緯は、皆百川が企らんだことのやうに云はれるが、果してどうであらうか、疑ひなきを得ない。井上内親王の崇りがあるとして、世間では非常に恐れ戦いたが、それは畢竟母子毒殺に基づく良心の苛責から心眼に映じたところの幻であらうと思はれる。百川は十年に至つて薨じた。それより前、六年に眞備が亡せ、八年には良繼が身曲り、引續き名ある名臣が殞落したので、何となく寂しく、頼りなく、世紀末のやうな感じを人々に與へた。

宗教主義の政治が永い間續いて、國分寺、東大寺を始め、其他多くの寺院が建立せられた爲め、國帑は疲弊して財政が窮乏を告げてゐるのに、地方政治が腐敗の極に達して、國司、郡司は私腹を肥すことに熱中し、租税納められず、戸籍混亂して、民衆は安んじて生活を享樂することが出来ないで、本貫を離れて他郷に流寓するものが多かつた。そこで、天皇は十年八月以來、屢々詔勅を發してこれらの弊を矯正することに努められた。十一年三月には官吏の員数が多くて、生産に従事する者が少いから、冗員を淘汰して農桑に従はしむることにせられ、同時に諸國の兵士が羸弱で攻守に堪へぬものが多いのは、徒らに庸を免れる目的で軍團に入つたり、又は軍級が自分の用

冗官淘汰
兵士改善

財政の窮乏

教臣の死

産業奨励

迷信禁止

奥羽の蝦夷

桃生城

膽澤

に驅使して練習せしめない爲めであるから、百姓の才弓馬に堪へるものを簡點して武藝を習はしめ、羸弱のものは歸農せしめて兵士を減員せしめられた。諸司の仕丁、駕輿丁、厮丁、三衛府の火頭らが、本色に従うて農畝に赴かしめられたのは、彼等が本郷を離れて世業を捨て、徒らに庸調を免ぜられて、しかも何ら國家に裨補するところがなかつたからであつた。同年十二月には左右の兩京に勅して、寺や墳墓を破つて其石を盗用し、又は巫覡を集めて淫祠を祀ることを禁止せられた。かうして、天平以來、國中に充ちてゐた悪官吏、弱兵士、無用の雜吏は一掃せられ、迷妄な民間信仰は匡正せられ、其結果、冗費を節減して消極的に財政の急を救ふことが出來た。

寶龜の初め、蝦夷に小動搖があり、三年には下野の民衆が陸奥に逃げ入つて課役を避けたので、陸奥、下野の兩國司が協同して調査に従事したことがあつた。五年には太平洋岸の蝦夷が兵を起して橋梁を焼き、道路を塞ぎ、最前線たる桃生城を侵したりしたので、討伐軍を組織してこれを攻撃し、騒亂は一時平定したが、翌六年にもまた夏から秋に互る騒擾があつた。七年四月には陸奥國と出羽國とが聯合軍を編制して、太平洋岸及び脊梁山脈に據つてゐる蝦夷を討つたが、出羽軍は敵の爲めに敗られて退却した。陸奥軍は年末に至つて敵の占據してゐる膽澤を攻めた。八年四月には海岸と山

按察使紀廣
純殺さる

地との蝦夷を討つたが、政府軍は出羽方面に敗れて退いた。翌九年六月に此戦闘に參加したものを賞し、一先づ討伐を中止することになった。

然るに敵は十一年に至つて擾亂を起し、按察使參議紀廣純を伊治城に圍んで攻殺したので、陸奥介大伴眞綱は免れて多賀城に入つた。そこに屯田した民衆らは、兵器糧食が豊富であるから、城に嬰つて敵に當らうとしたが、眞綱は掾石川淨足と共に逃け去つたので、民衆も已むなく四分五裂して南に奔つた。敵は数日の後そこに進出して、府庫に充滿した物資を運び去つた。城には火が放たれた。そこで政府は中納言藤原繼繩を征東大使、大伴益立、紀古佐美を副使として、道を分つて奥羽の境を討たしめることにした。益立らは六月下旬國府に入り、機を覘つて進撃すべき準備に着手した。

綿甲、革甲、
鐵甲

甲は東海、東山の諸國から五千領を運搬せしめ、下總、常陸からは糶一萬六千斛を戦地に送らしめた。それらの日の甲は多くは唐式の綿甲で、年月を経れば實用に適しなかつた。で、革甲と鐵甲とを修理して用ひしめられた。益立は征期を失つて空しく軍需を費す虞れがあるので、政府は參議藤原小黒麿を征東大使として繼繩に代らしめた。けれども十二月に至つても、僅かに小部隊を動して敵の前線を破るに過ぎなかつた。其頃は最早京畿の縉紳が文化病に罷つて、實戰に臨むことを畏怖しないまでも忌避す

征東大使藤
原小黒麿

る傾向のあつたことが知れる。

天應元年二月、政府は武藏、相模地方から穀萬斛を陸奥の軍營に送らしめたが、戦闘は一向に撈取らず、征東大使は歸志が大に動いたと見えて、捷を獻じて早く京に向ひたいと奏請したら、賊衆四千の中僅かに七十餘人を斬首したとすれば、尙多數の遺類がある譯である、早く歸るには及ばない、副使らをして入京して委曲を申べさせよといふ命令が來た。八月には小黒麿は凱旋して正三位を授けられたが、益立は征期を失つたといつて従四位下を奪はれた。藤原氏の讒言によつたもので、小黒麿一人に功を成さしめようとしたのであることが知られる。

太宰府と隼
人

九州方面は隼人の亂が殆ど全く鎮定して、太宰府はまるで外交の官廳となり、また學問の府にもなつた。けれども神護景雲三年の太宰府の上書を見ると、庫に五經はあるけれど、三史の正本がないから下附してもらひたいとあり、政府は『史記』、『前漢書』、『後漢書』、『三國志』、『晉書』、各一部を送つて、管内に傳習せしめたといふので、それらの日の地方に於ける學業進歩の程度が、大概それと推せられるのであつた。

寶龜二年以來、渤海の使節は折々來たが、いつも日本海岸に到着するので、道を筑紫に取ることを諫された。新羅は屢々禮を失して我邦との交情が甚だ思はしくなかつ

渤海及び新
羅との關係

たが、寶龜五年に使節金三女以下二百三十五人が太宰府に來た。天皇はそれを斥けて貢品を受け附けられなかつた。十年にも使節金蘭菴が來たが、こんどは常禮を備へてゐたので、謁を賜はつて宴に列せしめ、海上三狩りに命じて使節を送つて新羅に至らしめた。

唐との關係

遣唐大使出發せず

唐との關係は依然良好に保たれ、藤原清河と阿倍仲麻呂とは、久しくかの地に留まつてゐたが、二人とも前後して死んでしまつた。政府は寶龜六年六月、佐伯今毛人を遣唐大使、大伴益立、藤原鷹取を副使として、安藝で造つた四隻の使船に坐乗して唐に向はしめたが、航海季節を過ぎて逆風に逢ひ、今毛人は十一月に入つて空しく歸京した。益立らもまた停職せられて、小野石根と大神末足とが新たに副使に任せられた。越えて八年、愈々遣唐使の發遣となつたが、大使の今毛人は言を病に託して出發しないので、副使の石根を促して入唐せしめたところ、歸途、副使の船風波に逢つて難破し、石根が溺死したことは既に述べた。難破しながらも肥後の天草に漂着した一船には、清河の女喜娘ら四十餘人が乗つてゐた。かうして屢々難破、漂流、溺死が繰返されたので、遣唐使節となることを人々は恐れ、言を左右に託して其危険から免れようとするものが多く、後には忌避の爲めに違勅の罪を犯すものすら現はれた。船舶が改造

桓武天皇即位

光仁上皇の崩御

延暦と改元

せられるか、遣唐使が廢止せられるか、二者の中一つが選ばれなければならぬ運命に在つた。そこにも時代末の空氣が漂つてゐた。

寶龜十二年正月朔、改元して天應元年と稱されたが、其後、天皇は不豫に渡らせ、三月には大赦などされたけれども尙ほすぐれさせぬので、四月三日位を皇太子に譲られた。それが桓武天皇で、即日即位の大禮を行はれ、翌日皇弟早良親王を皇太子に立てられた。光仁上皇の御惱は遂に癒えず、十二月二十二日に至つて崩せられた。年は七十三歳であつた。御在位十二年の間、格別の計畫も施設もなかつたけれども、官紀を振肅し、冗員を淘汰して、天平以來宮廷に漲つてゐた淫佚の風を一掃し去つたとは、確かに上皇の功業と見なければならぬ。ともかくも、上皇は永年の積弊を一匡して社會の人心に鮮新の氣を齎さしめた時代末の一偉人であつた。

翌天應二年八月十九日、新天皇は改元の詔を發せられ、年號を延暦と定められた。其三年六月には都を山背の長岡に營まれ、十一月に至つて遷都を實行せられた。此遷都以前を寧樂時代に入れ、以後を平安時代に入れるのが普通であるけれど、延暦は所詮平安時代の序幕であつて、其時、既に新時代の空氣が氣氣として動きつ、あつたが故に、私はそれを平安時代に入れ、こゝではそれについては述べぬことにする。かうし

飛鳥寧樂時代と明治大正時代



(年五十平天)印國背山

て、花のやうな、しかしながら夢のやうな寧樂時代は終りを告げた。それに先立つ飛鳥時代は外國から佛教文化と儒教文化とを移植した時代で、寧樂時代の初期はそれらに花を咲かしめようとした焦燥の時代、其後期はそれらの實を食り食うて、其毒々しい甘さに胃を傷つた時代であつた。飛鳥には努力があり、天平には憧憬があり、寶字には飽滿と糜爛とがあつた。それらは江戸時代末、明治、大正の三時代に比較さるべき興味深い時代であつた。どこの歴史も私達に教へる如く、飽滿と糜爛とはやがて壊敗を來す素因とならなければならなかつた。さうした危い糜爛の時代に強力な注射薬を注いで、壊敗の運命を轉換したのが寧樂時代末、寶龜の政治的改革であつた。それは前代の墮落齟齬を收拾した大團圓の幕であると同時に、後代の向上齟齬を誘導するところの序幕でもあつた。夢から、幻想から、憧憬から醒めて、現へ、理想へ、把握へと民衆が方向を變へようと心がけた時代、それは國史の上で重力を置かるべき回轉點であつた。クレメントの語を借りて云へば、「女の時代」⁽¹¹⁾から男の時代に傾向すべき回轉點であつた。

時代の回轉點

(一)『南京遺書』上巻参照。白壁王は昔も今も「白壁」に作られてゐるが、白壁では當時行はれた俗語の意味が通らないので、飛鳥井雅澄は谷川氏の言だの、『袋草子』の歌「しら壁の帝の親の祖父こそ平野の神のひの子なりけれ」だのを引いて、「壁」は「壁」の誤寫であるといつてゐる。久米博士も白壁説を採つてゐられる。動きの取れない説だらう。

(二)『續日本紀』卷三十一、光仁天皇紀初頭参照。しかし、此歌の句數から見ると、『續日本紀』よりは、却つて『日本靈異記』下巻、第三十八章に載つてゐるものの方が正しいやうに思はれる。此歌は五七五七七五(拍子四四)の七句を一節としたもの三節から成つてゐるから、「葛城寺」の前に「朝日刺す」の五言一句を挿入する方がよからうと思ふ。

(三)同上、寶龜元年十月己丑の條。

(四)『水鏡』下巻、光仁天皇紀参照。

(五)『續日本紀』卷三十二、寶龜四年十月辛酉の條。

(六)一八)同上、卷三十六、十一年三月辛巳の條参照。

(九)『續日本後記』卷六、仁明天皇、承和四年五月丁亥の條。

(一〇)『續日本紀』卷三十四、寶龜八年四月癸卯の條。

(一一)同上、天應元年十二月丁未の條参照。

(11) Ernest William Clement; "A Short History of Japan," p. 25

飛鳥寧樂時代(完)

大正十二年六月廿七日印刷

國民の日本史第二篇

大正十二年六月三十日發行

飛鳥寧樂時代

編輯兼發行者

早稻田大學出版部

右代表者

種村宗八

東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者

渡邊八太郎

東京市牛込區横町七番地

不許複製

發行所

東京市牛込區早稻田
振替東京一一二三番

早稻田大學出版部

505
41

終